

Cour
Pénale
Internationale
International
Criminal
Court



原本：英語

No.: ICC-01/11
日付: 2011年6月27日

第一予審裁判部

裁判官: 裁判長 サンジ・マセノノ・モナゲング裁判官
シルビア・スタイナー裁判官
キュノ・ターフュッサー裁判官

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの事態

公開

ア卜ドラ・アルサヌーシの逮捕状

裁判所規定の規定第 31 に準拠し以下に通報すべき文書

検察局

ルイス・モレノ・オカンポ検察官
ファトュ・ベンスーク副検察官

被告弁護人

被害者の法定代理人

申請者の法定代理人

代理人なしの被害者

代理人なしの参加／損害賠償申請者

被害者のための公共弁護士事務所

被告のための公共弁護士事務所

締約国代理人

アミカス・キュリエ

書記局

書記局長

シルバーナ・アルビア

被告支援課

副書記局長

ディディエ・ブレイラ

被害者及び証人課

拘置課

被害者参加並びに損害賠償課

その他

国際刑事裁判所（「裁判所」）の第一予審裁判部（「予審裁判部」）

裁判所の検察官に対して、2011年2月26日に国連安全委員会が満場一致で採用した1970年判決および、2011年2月15日以来リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける状況について、ローマ規程（「規程」）の第13(b)条に従っていることに留意し

第58条に従い検察局が2011年5月16日に提出した、ムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダイフィ、セイフ・アルイスラム・カダフィおよびアブドラ・アルサヌーシに対する「検察局の申請」（「検察局の申請」）¹において検察局はとりわけアブドラ・アルサヌーシの逮捕状の発行を要求し、その理由として2011年2月15日以降に行われた民間人の殺人と迫害の委託により、刑事的責任があり、それが人道に対する犯罪であるとし、それはリビア全国、とりわけトリポリ、ベンガジおよびミスラタにおいて、リビア政府機構および治安部隊によって行われ、これは規程の第7(1)(a)および(h)条に違反し、規程の第25(3)(a)条において、彼がこの罪の主犯となることに留意し

請求と共に検察局が提供した、規程第58条に示されている基準に従い作成された、情報および証拠（「資料」）を検証し、アブドラ・アルサヌーシが検察官が主張する罪を犯したかどうか確信する正当な理由があるかどうか決定し、その逮捕が必要に思えることを確認し

規程第7(1)(a)と(h)、19、25(3)(a)および58条に留意し

検察官が提供した資料に基づき、予審裁判部がアブドラ・アルサヌーシに対する訴訟が裁判所の管轄に入り、そしてそれにより、この段階において、規程の第19(2)条に従い、アブドラ・アルサヌーシに対する事件の有効性を定めるため、規定19(1)条に基づき、予審裁判部に慎重な姿勢をとらせる明らかな原因あるいは自明な要素がないことを勘案し

¹ ICC-01/11-4-Conf-Exp および付録資料。

予審裁判部は、2011年の早期にチュニジアとエジプトの大統領の出国を導いた事件に引き続き、リビア国機構の最高レベルにおいて、死に至る方法を含む国の政策が作られ、それがムアマル・ムハンマド・アブ・ミンヤール・カダイフィ（「カダフィ政権」）に対する民間人のデモを何としてでも退け、鎮圧することを目的とし、2011年2月に開始したことを確信させる正当な理由を見つけたことを勘案し

一貫性のある方法をもって、リビア全国でカダフィ政権に対するデモに参加あるいは反対分子とみなされた民間人に対して、リビア治安部隊²²が攻撃し、2011年2月15日から少なくとも2011年2月28日まで、上記に示される国の政策をさらに推し進めたと確信するための正当な理由があることを勘案し

治安部隊が犯罪の委託を隠すための隠蔽キャンペーンを行ったため、実際の死傷者の数は不明であるが、2011年2月15日から2週間未満の期間において、治安部隊が数百人の民間人を殺戮および負傷させるだけでなく、逮捕および投獄したことを確信させる正当な理由があることを勘案し

規程の第7(1)条の意味の範囲内において、国の政策を推し進めるために行われた、系統的かつ広範囲な攻撃がデモを行った民間人あるいは政権に対する反対分子とみなされた民間人を対象に行われたと確信するための正当な理由があることを勘案し

²²「治安部隊」という表現は、以降リビアの警備および軍事システムを定義するために使われる。これはリビア軍および警察、軍諜報機関、国内および国外保安サービス、革命委員会およびその事務局、革命警備隊、人民警備隊、革命戦闘民兵組織、部隊および民兵組織から主に構成されている。

特にベンガジにおいて、民間人のデモ参加者またはカダフィ政権に対する反対分子とみなされた者に対する攻撃の一部として、アブドラ・アルサヌーシの指揮のもとで、2011年2月15日から少なくとも2011年2月20日まで、人類に対する犯罪となる殺人が行われたことを確信させる正当な理由があることを勘案し

その上、2011年2月15日から少なくとも2011年2月20日まで、特にベンガジにおいて、この地域の民間人がカダフィ政権に対して政治的に反対している（実際に反対している、あるいは反対しているとみなされたかに 関わらず）ことを理由に、民間人の基本的人権を深刻に奪い去る非人道的な行動が民間人に対してアブドラ・アルサヌーシの指揮のもと治安部隊により行われたと確信するための正当な理由があることを勘案し

資料によると、2011年2月15日から少なくとも2011年2月20日まで、アブドラ・アルサヌーシはカダフィ政権において最も権力があり、かつ効率的な抑圧機関の一つであり、そして軍キャンプとリビア軍のメンバーの監視を担当する軍諜報機関の長としてその役割を果たしたと確信するための正当な理由があることを勘案し

ムアマル・カダフィからベンガジにおいて政権に反対する民間人のデモを退け、鎮圧するための計画を実行するよう指示を受けてた後、アブドラ・アルサヌーシが軍に対する力を利用し、ベンガジにおいて軍隊を指揮し、町でデモを行っていた民間人を攻撃するよう部隊に直接指示を与えたと確信するための正当な理由があることを勘案し

さらにアブドラ・アルサヌーシが (i) ベンガジの町において、2011年2月15日から少なくとも2011年2月20日まで彼の指揮下にある軍隊により、犯罪の目標的要素を実行しようとしたこと、(ii) 彼の行動が国の政策に従った、政府の反対分子とされていた民間人に対する広範囲かつ系統的な攻撃の一部であることを認知しており、(iii) 軍事機構において彼自身が上級リーダの役目を果たしており、彼の部下に対して完全なコントロールを持っていることを熟知していることを確信させるための正当な理由があったことを勘案し

それに応じてアブドラ・アルサヌーシが規程第25(3) (a)のもとで、彼の管理下にある軍隊のメンバーによりベンガジにおいて、2011年2月15日から少なくとも2011年2月20日まで行われた、以下の犯罪の間接的加害者であり、主犯であることを確信させる正当な理由があることをを勘案し

- i. 規程第7(1) (a)における、人類に対する犯罪としての殺人、および
- ii. 規程第7(1) (h)における、人類に対する犯罪としての迫害

これに反する情報がないため、アブドラ・アルサヌーシが未だにリビア軍諜報機関の長であり、それに従い、ムアマル・カダフィがセイフ・アルイスラム・カダフィを含む重臣と共に作られた計画に従い、犯罪を犯し、証拠を破壊するために部隊を指揮する地位にあることを確信する理由があったため、予審裁判部がアブドラ・アルサヌーシの逮捕が (i) 裁判所に出頭することを保証するため、(ii) 裁判所の調査を妨害あるいは危害を加えることを避けさせないため、そして(iii) 権力を利用して、裁判所の管轄において犯罪を行い続けることを防ぐために必要であることに満足していることを勘案し

これらの理由のため、予審裁判部は

ここにおいてアブドラ・アルサヌーシ、写真添付、1949年にスーダンで生誕、リビア軍大佐そして現在はかつてジャマーヒリーヤ保安組織として知られていた、軍事諜報機関の長を務める、に対して逮捕状を発行する。

英語、フランス語バージョンがあり、英語版が正式である。

/電子署名/

裁判長 サンジ・マセノノ・モナゲング裁判官

/電子署名/

/電子署名/

シルビアスタイナー裁判官

キュノ・ターフュッサー裁判官

本日 2011 年 6 月 27 日、月曜日付

オランダ、ハーグにて